

# 添付書類 貼り付け用紙

## 貼り付け欄 ①個人番号確認書類

下記のうち、いずれかを添付してください。

- ・マイナンバーカード(裏面)のコピー
- ・通知カードのコピー

※上記を添付できない場合は個人番号が記載されている住民票を切り貼りしないで同封してください  
※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された住所、氏名などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、個人番号確認書類として利用できます。



※個人番号確認書類をコピーするときは拡大、縮小しないでください。また、カラーコピーをする必要はありません。

## 貼り付け欄 ②身元確認書類

下記のうち、いずれかを添付してください。

- ・顔写真付の書類の場合は1点(コピー)

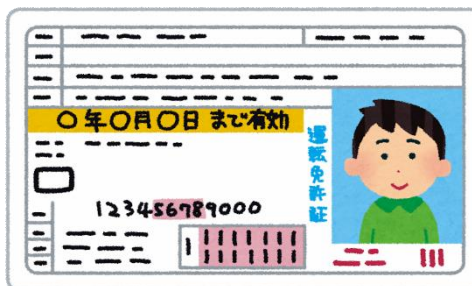
マイナンバーカード(表面)、運転免許証、障害者手帳、在留カードなど

または

- ・顔写真のない書類の場合は2点(コピー)

健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書、源泉徴収票、納税通知書など

※枠内に貼ることができない書類は切り貼りをしないで返信用封筒に同封してください。



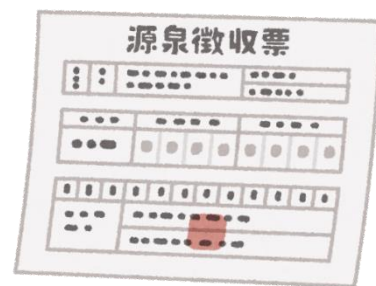
※身元確認書類をコピーするときは拡大、縮小しないでください。また、カラーコピーをする必要はありません。

## 貼り付け欄 ③収入がわかる書類

下記のうち、該当する収入の書類を添付してください。

収入の種類	添付する書類(例)
給与	源泉徴収票または支払証明書、給与明細書など
公的年金	源泉徴収票(日本年金機構・各共済組合・各企業年金等)
雑(個人年金)	個人年金払込のお知らせなど(生命保険会社等)
雑(その他)	支払調書(報酬など)、領収書など
営業・農業・不動産(小作)	収支内訳書(貼らずに同封してください)

- ・ 枠内に貼ることができない書類は、切り貼りをしないで同封してください。
- ・ 書類の返却を希望する場合は、添付書類は貼らずに同封してください。
- ・ 上記に記載のない収入と添付書類に関してはお問い合わせください。



## 貼り付け欄 ④控除がわかる書類

下記のうち、該当する控除の書類を添付してください。

控除の種類	添付する書類(例)
社会保険料控除	領収書または口座振替済通知書※1
	国民年金保険料の控除証明書または領収書
	その他の社会保険料の領収書(任意継続保険等)
小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料控除	保険会社などから送られた控除証明書 (紛失した場合は、各保険会社などにお問い合わせください。)
障害者控除	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳のコピー※2 (令和2年12月31日時点で手帳が交付されている方)
配偶者(特別)控除、扶養控除	配偶者または被扶養者の源泉徴収票など(所得が無い場合は不要)
寄附金控除	受領証や領収書(令和2年1月～12月に寄附したもの)
勤労学生控除	学生証の写しまたは在学証明書(申告する方が学生である場合)
医療費控除	医療費の明細書・医療費通知(貼らずに同封してください)※3

※1 紛失した場合は納付額確認書を下記の窓口で発行します。

●国民健康保険税/税務課税制係 ●介護保険料・後期高齢医療保険料/介護保険課

※2 手帳がない方でも、要介護認定を受けて障がい者控除対象者認定書があれば障害者控除が適用されます。  
(介護保険課で発行)

※3 医療費の領収書の添付は不要です。

- ・ 枠内に貼ることができない書類は、切り貼りをしないでそのまま同封してください。
- ・ 書類の返却を希望する場合は、添付書類は貼らずに同封してください。
- ・ 上記に記載のない控除と添付書類に関してはお問い合わせください。